

岩手県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年7月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社紫峰会	盛岡市南青山町19番24号 南アパート101号	ふらダンスのデイ「ふく ろうの家」西根	八幡平市大更第18地割50 番地189	平成21年6月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ブルーム	釜石市甲子町第10地割 599番地1	指定訪問介護事業所ヘル パーステーションさくら	釜石市甲子町第10地割 599番地1	平成21年6月1日

3 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社紫峰会	盛岡市南青山町19番24号 南アパート101号	ふらダンスのデイ「ふく ろうの家」西根	八幡平市大更第18地割50 番地189	平成21年6月1日

4 地域包括支援センター

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人二戸市社 会福祉協議会	二戸市仁左平字横手2番 地3	二戸市地域包括支援セン ター	二戸市福岡字八幡下11番 地1	平成21年4月1日